

令和4年分 所得税申告 db システム  
～改正概要/翌年更新/新規登録（修正）～

株式会社 アンクル熊本営業所

## 主な改正概要／プログラム変更点

### 【個人決算書】

雑所得を生ずべき業務に係る改正（令和2年度税制改正）

雑所得を生ずべき業務（以降、雑（業務））の「前々年分」の収入金額が、

1. 300 万円以下の場合、現金主義の特例を受けることができます。
2. 300 万円超の場合、現金預金取引等書類(請求書、領収書他)を5年間保存する必要があります。
3. 1,000 万円超の場合、確定申告書に収支内訳書(一般用)の添付をする必要があります。

→→収支内訳書（一般用）に「営業等、雑（業務）」の選択欄が追加されました。

決算書業種区分	<input checked="" type="checkbox"/> 一般	<input checked="" type="checkbox"/> 不動産	<input checked="" type="checkbox"/> 農業
	<input type="checkbox"/> 一般[雑(業務)]		

### 【確定申告書】

#### ①確定申告書A の廃止

これまでの「申告書A」「申告書B」の2様式を統合し、「申告書」が1本化されました。

確定申告書	
申告区分	確定
	<input checked="" type="checkbox"/> 分離課税
	<input type="checkbox"/> 損失申告 <input type="checkbox"/> 準確定申告

#### ②申告書第五表の廃止、更正の請求書の記載事項の整備

デジタル手続法「行政機関等に提供された情報については、行政機関等が相互に連携して情報共有を図ることで、同一内容の情報提供を要しない。」の基本原則により、修正前又はその請求に係る更正前の課税標準等は記載不要となりました。（通法19④）

《申告書の変更点》

- ・第一表に修正申告「修正前の第3期分の税額」「第3期分の税額の増加額」が追加されました。

	第3期分の税額	納める税金	⑤1							00
	(48 - 50)	還付される税金	⑤2	△						
修正申告	修正前の第3期分の税額		⑤3							
	第3期分の税額の増加額		⑤4							00

- ・第二表「特例適用条文等」欄に修正する事項・理由を記載します。

### 【所得税額異動比較表の新設】

第五表の廃止、更正の請求時の記載事項の整備に伴い、所得税額異動比較表を資料に新設しました。

申告区分が修正、更正の場合のみ出力可能です。

修正申告または更正の請求の内容と、前回申告分の内容を比較します。

前期比較表に準じた作りとなっています。異動前の金額は入力画面から実額入力可能です。

- ・短期退職手当等の創設（令和3年度税制改正）

役員等以外の者としての勤続年数が5年以下である者に対する退職手当等（短期退職手当等）について、その退職所得の金額の計算方法が改正されました。

→→第三表の退職所得欄が変更

- ・住宅関連の改正（令和4年度税制改正）

新規区分（ZEH水準省エネ住宅、省エネ基準適合住宅）が追加されました。

- ・適用期限が4年延長されました。（令和7年12月31日まで）

- ・借入限度額や控除率が引き下げられました。

- ・その他対応年度の変更が行われました。

- ・納税地の特例制度の改正

ワンスオンリー徹底の観点から、「所得税の納税地の変更に関する届出書」及び「所得税の納税地の異動に関する届出書」の提出が不要とされ、確定申告書等に「振替継続希望」欄が追加されました。

（旧所法16③～⑤、20、旧所令57、旧所規17）

1月1日の住所										
<input type="checkbox"/> 振替継続希望	種類	<input type="checkbox"/> 青色	<input type="checkbox"/> 分離	<input type="checkbox"/> 国出	<input type="checkbox"/> 損失	<input type="checkbox"/> 修正	特別農業	非該当		
	専	営業等		ア	1,000,00					

- ・公金受取口座の利用に関する措置

公金給付等の支給先を国（デジタル庁）に登録できる制度です。確定申告書に「公金受取口座登録の同意」欄、「公金受取口座の利用欄」欄を新設し、登録や利用が可能となりました。

還の受取られる税金	肥後	銀行	水前寺	支店
	郵便局名等		預金種類	普通
	口座番号 記号番号	00000001		
<input type="checkbox"/> 公金受取口座登録の同意		<input type="checkbox"/> 公金受取口座の利用		

- ・新規対応帳票

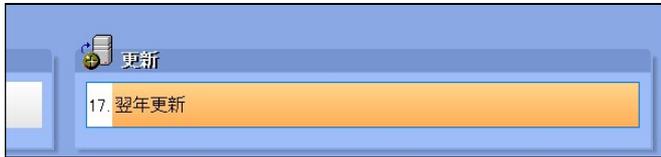
国庫補助金等の総収入金額不算入に関する明細書

特定の基金に対する負担金等の必要経費算入に関する明細書

(令和3年以前のマスターがある場合)

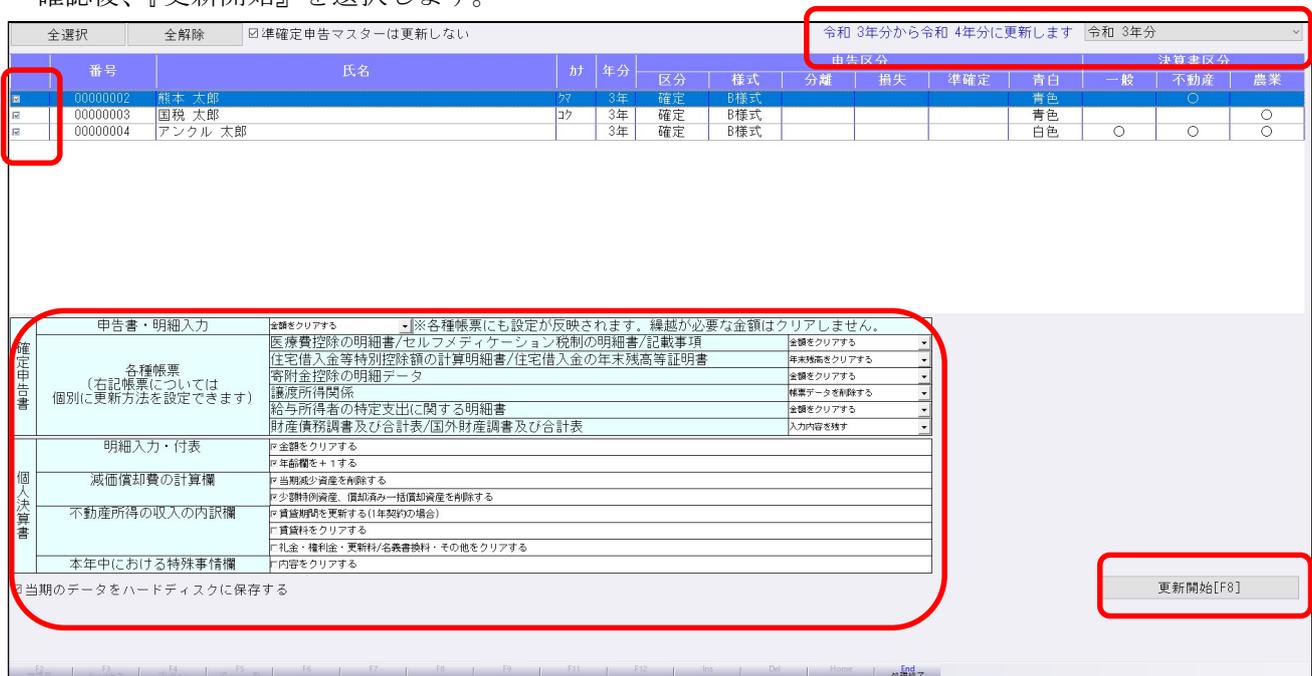
翌年更新 令和3年分以前のマスターを令和4年分に翌年更新を行います。

①『翌年更新』業務より処理を行います。

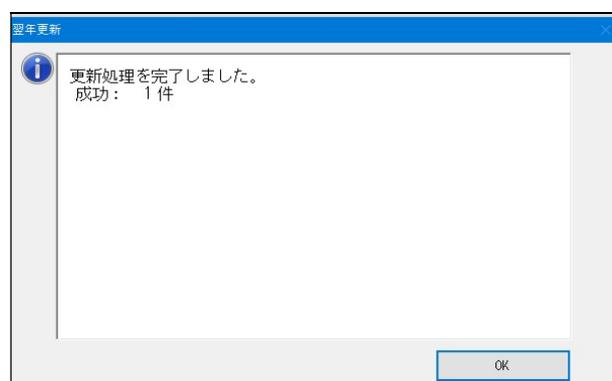
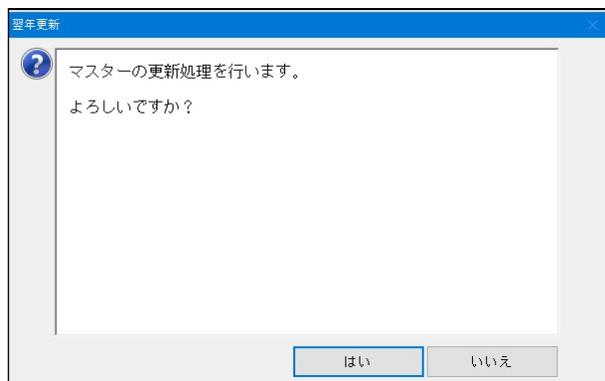


②対象となる年度、マスターを選択します。選択後、更新時の設定を確認します。

確認後、『更新開始』を選択します。

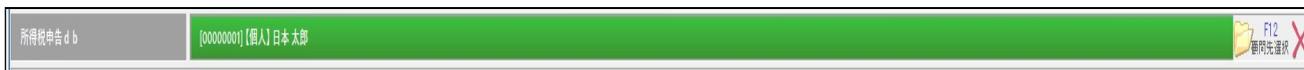


③メッセージを確認します。



## 新規マスター登録／マスター情報修正（基本情報変更・申告区分変更等）

① 顧問先選択を行います。



② 『新規登録・修正・削除』業務より処理を行います。



設定内容により以下手順が異なります。

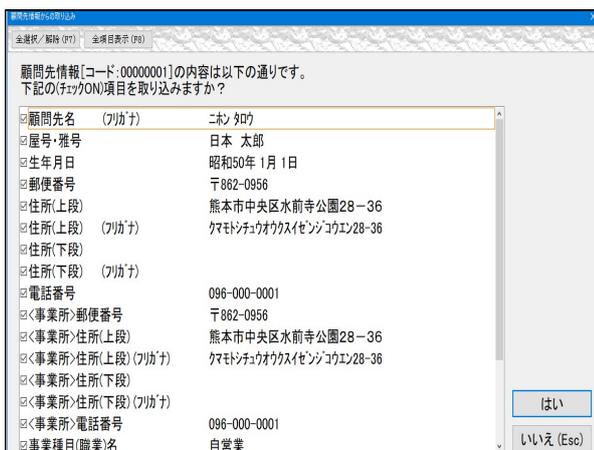
- A 財務（減価償却）マスターがあり、新規で確定申告書（個人決算書）を作成する場合
- B 財務（減価償却）マスターがなく、新規で確定申告書（個人決算書）を作成する場合
- C 会社情報を修正する場合 手順③へ

※顧問先選択を行っていない（登録していない）場合、業務内で『会社選択』を行います。

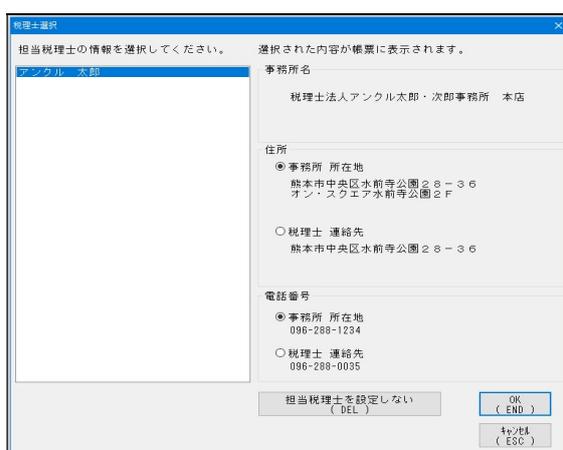
A-1 財務マスターを選択します。



A-2 顧問先情報より取込を行います。



A-3 税理士情報の取込を行います。 →手順③へ



B-1 新規作成を選択します。

B-2 申告者番号（マスター番号）を入力します。

B-3 顧問先情報より取込を行います。

B-4 税理士情報の取込を行います。 →手順③へ

③情報の登録／修正を行います。（当情報は申告書入力画面からも修正できます）

③-1 基本情報

※確定申告 → 修正申告／更正の請求への切替は、『申告区分の変更・削除』業務より行います。

### ③-2 住所等情報

基本情報		住所等情報		ユーザー設定情報	
提出情報					
提出税務署[Home]	熊本西	税務署	番号	11101	
納税地区分	住所				
住所等情報					
住所 [Home]	郵便番号	862-0956			
	自治体	43101 熊本市中央区			
	(カナ)	クマシチチュウカウサイケンノクニ28-36			
		熊本市中央区水前寺公園28-36			
電話番号	096	- 000	- 0001		
還付先金融機関					
金融機関選択		● ゆうちょ銀行以外		○ ゆうちょ銀行	
ゆうちょ銀行以外の金融機関	肥後	水前寺	銀行	支店	
	預金種類	普通			
	口座番号	00000001			
ゆうちょ銀行	記号番号	-			
税理士情報					
氏名	アングル 太郎				
事務所名	税理士法人アングル太郎・次郎事務所 本店				
所在地	熊本市中央区水前寺公園28-36 オゾン・スクエア水前寺公園2F				
電話番号	096	- 288	- 1234		
					キャンセル
					登録

### ③-3 ユーザー設定情報

基本情報		住所等情報		ユーザー設定情報	
オーナーユーザー					
		kume			
<input checked="" type="checkbox"/> この会社を、登録されている全ユーザーに公開する					
<input type="checkbox"/> pc1					
<input type="checkbox"/> pc2					
<input type="checkbox"/> pc3					
一般ユーザー					

設定後、登録（修正書込み）を行います。

新規登録・修正・削除

 マスターは正常に作成されました。  
処理を終了してもよろしいですか？

はい      いいえ